府　令

○内閣府令第十八号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理室等及び企画官等） **第一条**　秘書課に、管理室及び情報化統括室並びに企画官一人、人事調査官一人、管理予算調整官一人、監査専門官一人、情報企画調整官一人、業務情報化戦略調整官一人、情報セキュリティ分析専門官一人及び情報セキュリティ対策専門官一人を置く。 2　管理室は、秘書課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　金融庁所属の国有財産及び物品の管理に関すること。 ［四・五　略］ 六　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。 ［七～九　略］ ［3～13　略］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　略］ （フィンテック室等及び企画官等） **第六条**　総務課に、フィンテック室、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに企画官一人、信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。 ［2～9　略］ 10　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。 ［略］ 12　［略］ （企画官等） **第八条**　企業開示課に、企画官二人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。 ［2～6　略］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、仮想通貨モニタリング室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。 ［2～5　略］ 6　金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ヘ　略］	（管理室等及び企画官等） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　金融庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 ［四・五　同上］ 六　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。 ［七～九　同上］ ［3～13　同上］ （主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［2～8　同上］ （フィンテック室等及び信用法制企画調整官等） **第六条**　総務課に、フィンテック室、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。 ［2～9　同上］ ［項を加える。］ 11｜10｜［同上］ 11｜［同上］ （企画官等） **第八条**　企業開示課に、企画官三人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。 ［2～6　同上］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人を置く。 （監督調査室等及び監督企画官等） **第十条**　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。 ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］